

大阪市人事委員会達第 1 号

人事委員会の事務局の職員の身分取扱等に関する規程（昭和 26 年人事委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 8 日

大阪市人事委員会  
委員長 西村 捷三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 1 条 人事委員会の事務局(以下「事務局」という。)の職員の名称及び辞令式並びに給与、勤務時間その他の勤務条件等身分取扱について <u>は、別に定めがあるものを除くほか、市長の事務部局の職員の例による。</u>	第 1 条 人事委員会の事務局(以下「事務局」という。)の職員の名称及び辞令式並びに給与、勤務時間その他の勤務条件等身分取扱については、 <u>市長の事務部局の職員の例による。</u>
第 2 条 事務局における文書の取扱、公示及び令達その他事務局の処務について <u>は、別に定めがあるものを除くほか、市長の事務部局の例による。</u>	第 2 条 事務局における文書の取扱、公示及び令達その他事務局の処務について <u>は、市長の事務部局の例による。</u>

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。

(行政委員会事務局総務部総務課)